

新型コロナウイルス感染症対応 野洲市販路開拓支援助成金実施要領

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるため、積極的に販路開拓に取り組む中小企業に対して必要経費の一部を助成することにより、事業者の受注及び販路開拓・拡大を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響下において経営安定を図ることを目的として、「新型コロナウイルス感染症対応 野洲市販路開拓支援助成金」を交付する。

2. 対象事業者

野洲市内に事業所を有する中小企業基本法に定められた中小企業者

3. 助成対象内容

(1) 展示会出展費

国内外で開催の展示会、見本市、商談会等に、出展、参加又は主催する際の出展小間料、小間内装飾経費、出展物搬出入経費、その他出展に対する直接経費

※人件費は対象外とします。

(2) 広告宣伝費

新聞、雑誌、地域情報誌等の掲載又は折込み、販促パンフレット・ポスター・チラシ制作費、折り込み・ポスティング費、インターネット広告料、HP制作費・改修費、SEO対策費、看板代、その他商工会長が認める販路開拓に係る広告宣伝費

※慣例的・形式的な年賀はがき・暑中見舞い印刷代・はがき代、名刺代等の単なる印刷代等は対象外。

4. 助成対象期間

令和4年4月1日～令和5年2月15日

※ただし、予算に達し次第受付終了。

5. 助成金額

上限20万円

補助対象経費の10分の10（千円未満切捨）

※実際に支払い完了した経費（税抜き）の範囲内で助成します。

※助成金の交付は、同一の事業者につき、年度内1回限り

6. 応募方法

助成を希望される方は、助成金交付申請書(様式1)に下記(1)～(7)を添えて野洲市商工会長に提出する。

(1) 新型コロナウイルス感染症対応 野洲市販路開拓支援助成金交付申請書

(2) 申請書チェックリスト

- (3) 販路開拓(展示会出展・広告宣伝)費用明細が記載された請求書等
- (4) 領収書等の支出を証明できる書類
- (5) 展示会内容の写真、チラシ、パンフレット、情報誌等販路開拓の実績が確認できるもの
- (6) 市税完納証明書
- (7) 会員外事業者は確定申告書(税務署收受印有り又は e-tax 受信通知)

【受付期間】令和4年8月17日～令和5年2月28日

【受付場所】野洲市商工会

7. 採択方法

- ①.応募申込書等による書類審査を実施後、審査会にて採択の可否を決定する。
- ②.採択者には野洲市商工会より決定通知を送付後、指定金融機関の口座へ送金する。

8. 助成の取り消し

次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された助成金については、その返還を求める。

- ①.提出書類に虚偽の記載があったとき
- ②.助成金交付の条件に違反したとき
- ③.助成事業の実施について不正行為があったとき
- ④.法令違反などの反社会的行為が明らかになったとき

9. その他応募に係る注意事項

- ①.応募された書類等は返却しない。

応募にかかる一切の費用については、応募者自身の負担とする。なお、本助成事業は、予算額の枠内で実施する事業であるため、当該事業の応募申込書等を提出されても、必ず採択されるものではない。

- ②.採択となる場合でも、助成金額を減額する場合がある。
- ③.同一の事業内容で、「小規模事業者持続化補助金」など「行政・商工会等からの補助金・助成金」を受けている場合は、助成の対象外とする。

9. 実施の時期

当実施要領は令和4年7月25日より実施する。